

水戸市中心市街地活性化協議会 定 時 総 会

【日 時】 平成 2 5 年 6 月 2 1 日（金）
午後 3 時 ～

【会 場】 水戸商工会議所 第 2 会議室

水戸市中心市街地活性化協議会

事務局；水戸商工会議所内

〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35

TEL 029-224-3315

FAX 029-231-0160

次 第

1. あ い さ つ

2. 協 議 事 項

【議案第1号】平成24年度事業報告承認の件

【議案第2号】平成24年度収支決算報告承認の件

【議案第3号】協議会の新構成員の件

【議案第4号】運営委員長選任の件

【議案第5号】平成25年度事業計画決定の件

【議案第6号】平成25年度収支予算決定の件

3. そ の 他

【議案第1号】

平成24年度水戸市中心市街地活性化協議会事業報告書

〔期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日〕

【会議等】

開催年月日	開催場所	内容等	出席人数
平成24年5月8日	水戸商工会議所	【監事会】 平成23年度事業及び会計監査	4名
5月11日	水戸商工会議所	【調整会議】 (1) 運営委員会へ提案する事項について ①平成23年度事業報告及び収支決算報告 ②平成24年度事業及び運営等について	11名
5月24日	水戸商工会議所	【運営委員会】 (1) 定時総会に上程する事項について ①平成23年度事業報告及び収支決算報告 ②平成24年度事業計画(案)及び収支予算(案) (2) 平成24年度の専門部会事業について	20名
6月8日	水戸商工会議所	【定時総会】 (1) 平成23年度事業報告承認の件 (2) 平成23年度収支決算報告承認の件 (3) 平成24年度事業計画(案)決定の件 (4) 平成24年度収支予算(案)決定の件	13名
8月28日	水戸商工会議所	【調整会議】 (1) これからの中心市街地活性化の取り組みについて	11名
11月7日	水戸商工会議所	【調整会議】 (1) これからの中心市街地活性化の取り組みについて	9名
12月3日	南町二丁目振興組合会館	【調整会議】 (1) これからの中心市街地活性化の取り組みについて	11名
平成25年1月16日	南町二丁目振興組合会館	【調整会議】 (1) これからの中心市街地活性化の取り組みについて	10名
2月6日	水戸商工会議所	【調整会議】 (1) 中心市街地活性化の方向性について (2) まちづくり会社についての意見交換	10名
3月4日	水戸商工会議所	【運営委員会】 (1) 平成25年度事業実施に向けた協議会としての基本的な考え方について (2) 各部会の事業対応について	24名

■ 専門部会

【街なか居住・市街地整備部会】

開催年月日	開催場所	内容等	出席人数
6月19日	水戸商工会議所	【部会】 (1) 平成24年度部会運営について 中心市街地の防災体制について、水戸市市民環境部地域安全課係長の小林良導氏から説明を受けた後、意見交換を行った。	11名
9月21日	水戸商工会議所	【部会】 (1) 水戸のまちなかにおけるメリット等の再整理について (2) 平成24年度部会運営について	6名
11月27日	水戸商工会議所	【部会】 (1) 平成24年度部会運営について 近年の水戸市内における犯罪と交通事故の傾向に	6名

		ついて、水戸警察署地域官の長島米夫氏から説明を受けた後、意見交換を行った。	
--	--	---------------------------------------	--

【商業・賑わいづくり部会】

開催年月日	開催場所	内容等	出席人数
平成 24 年 5 月 8 日	まちなか情報交流センター	【正副部会長会議】 (1)平成 24 年度の部会運営について	3 名
5 月 21 日	まちなか情報交流センター	【部会】 (1)平成 24 年度の事業展開について	7 名
9 月 27 日	まちなか情報交流センター	【部会】 (1)水戸のまちなかにおけるメリット、デメリット等意見整理 (2)活性化事業等情報・意見交換	8 名

【事業・その他】

○まちなか情報交流センターとの連絡・調整（随時）

【交通・福利向上部会】

開催年月日	開催場所	内容等	出席人数
平成 24 年 5 月 22 日	水戸商工会議所	【部会】 (1)水戸まちなかバリアフリーマップについて (2)水戸市役所三の丸臨時庁舎への市内循環バス乗り入れに向けた今後の取り組みについて	5 名
7 月 19 日	水戸商工会議所	【部会】 (1)水戸まちなかバリアフリーマップについて (2)水戸市役所三の丸臨時庁舎への市内循環バス乗り入れに向けた今後の取り組みについて	9 名
9 月 26 日	水戸商工会議所	【部会】 (1)水戸の中心市街地における課題点等の抽出について (2)水戸まちなかフェスティバルへの協力について	7 名

【事業・その他】

①誰もが安心して外出・買い物ができるまちづくりに関する地域円卓会議への出席

（9月26日・10月28日・11月29日）

NPOセンター commons が主催する誰もが安心して外出・買い物ができるまちづくりに関する地域円卓会議に出席し、タウンモビリティの実施等について協議。

②タウンモビリティ in 水戸フェスへの協力（10月28日）

水戸まちなかフェスティバル開催に合わせて実施された、タウンモビリティ in 水戸フェスに協力。車いすの貸出や、移動補助等を行うステーションの設置・運営、シャトルバスの乗降支援、中心市街地のバリアフリー状況についてのアンケート等を実施。

■その他

開催年月日	開催場所	内容等	出席人数 (事務局)
平成 24 年 4 月 9 日	まちなか情報交流センター	上市朝会 中心市街地内の動向について情報交換	1 名
5 月 7 日	まちなか情報交流センター	上市朝会 中心市街地内の動向について情報交換	1 名
5 月 14 日	ホテルレイクビュー水戸	平成 23 年度商店街活性化コンペ事業報告会及び個別相談・交流会	2 名
9 月 3 日	まちなか情報交流センター	上市朝会 中心市街地内の動向について情報交換	1 名
10 月 1 日	まちなか情報交流センター	上市朝会 中心市街地内の動向について情報交換	1 名
11 月 5 日	まちなか情報交流センター	上市朝会 中心市街地内の動向について情報交換	1 名
11 月 6 日	三の丸ホテル	県商工労働部；茨城県商店街活性化セミナー キラリ輝く繁盛店”が牽引する商店街活性化への道	1 名
平成 25 年 1 月 24 日	泉町会館	第 5 回商店街の次世代リーダー育成事業 活性化プラン作成	1 名
1 月 28 日	南町二丁目商店街振興組合会館	南町二丁目商店街振興組合；キラリ輝く繁盛店づくり セミナー	2 名
2 月 7 日	ハーモニーホール	第 6 回商店街の次世代リーダー育成 活性化プランの作成、プレゼンテーション	1 名
2 月 11 日	まちなか情報交流センター	上市朝会 中心市街地内の動向について情報交換	1 名
2 月 21 日	三の丸ホテル	茨城県商店街活性化セミナー ①商店街活性化「事例紹介」 ②意見交換・交流 ③講演会 講師：(株)ハンプティ 代表 宮田 貞夫氏	2 名
2 月 22 日	TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター	中心市街地活性化協議会全国交流会 (中小企業基盤整備機構本部主催) テーマ：「中心市街地活性化の意義と効果的な推進体制づくり」	1 名
3 月 4 日	まちなか情報交流センター	上市朝会 中心市街地内の動向について情報交換	1 名
3 月 15 日	南町二丁目商店街振興組合会館	南町二丁目商店街振興組合会館；キラリ輝く繁盛店づくり」成果報告会	2 名

【議案第2号】

平成24年度水戸市中心市街地活性化協議会収支決算書

【期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日】

【収入の部】

科目	本年度決算額	本年度予算額	増減	摘要
1. 負担金	500,000	500,000	0	商工会議所より運営費として
2. 会費	50,000	50,000	0	研修等参加会費
3. 雑収入	49	50	▲ 1	預金等利息
4. 繰越金	291,011	291,011	0	前期剰余金
合計	841,060	841,061	▲ 1	

【支出の部】

科目	本年度決算額	本年度予算額	増減	摘要
1. 運営費	482,474	785,000	▲ 302,526	
①会議費	122,548	140,000	▲ 17,452	各種会議費；協議会総会、運営委員会、調整会議、専門部会など会議運営費
②通信費	1,260	3,000	▲ 1,740	連絡通信費
③委員謝金	190,046	260,000	▲ 69,954	正副運営委員長(2名)、各専門部会正副部会長(6名)
④ホームページ運用費	144,000	144,000	0	ホームページ運用費(12,000×12)
⑤セミナー等研修費	0	200,000	▲ 200,000	視察・セミナー・講習会等
⑥印刷費	20,000	30,000	▲ 10,000	資料印刷費等
⑦図書費	0	3,000	▲ 3,000	資料等購入費
⑧雑費	4,620	5,000	▲ 380	振込手数料・事務用品等
2. 予備費	0	56,061	▲ 56,061	
支出合計	482,474	841,061	▲ 358,587	
当期剰余金	358,586			次年度へ繰越
合計	841,060	841,061	▲ 1	

上記決算書について、証憑書類と照合した結果、適正であると確認いたしました。

平成25年 月 日

監査人 一般社団法人 水戸市商店会連合会 会長 大橋 章 ㊟

監査人 株式会社 茨城新聞社 代表取締役社長 小田部 卓 ㊟

【議案第5号】

平成25年度水戸市中心市街地活性化協議会事業計画（案）

【期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日】

（ は新たな項目）

1. 会 議

- 総 会 定時総会の開催
 臨時総会の開催

- 運営委員会 中心市街地活性化協議会総会へ上程する提案事項の調整および専門部会へ委託する事項の調整、中心市街地活性化協議会の運営・活動等について協議、各専門部会から提案されるプロジェクトの取りまとめおよび全体調整、委員会内に設置した調整会議による部会間の連携・調整およびまちづくりに関する団体・事業等情報の収集、人材育成等

- 専門部会 運営委員会からの委託を受け、具体的な事業プランの推進に関して協議し運営委員会へ協議結果の報告を行う
 進捗状況等に合わせ随時開催

2. 事 業

- 水戸市新中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地活性化事業の推進および中心市街地活性化の為の新事業の企画・実施

- 協議会の基本的な考え方・基本戦略に基づいた中心市街地活性化事業の検討・実施

- 中心市街地における「茨城産業再生特区計画」を活用した活性化事業の検討・実施

- 基本計画の認定・申請に向けた実施可能な事業プランの提案

- 中心市街地活性化に係る各種事業および団体との連携・調整

- 先進事例の視察・セミナー開催等によるまちづくりの意識の醸成

【議案第6号】

平成25年度水戸市中心市街地活性化協議会収支予算書（案）

【期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日】

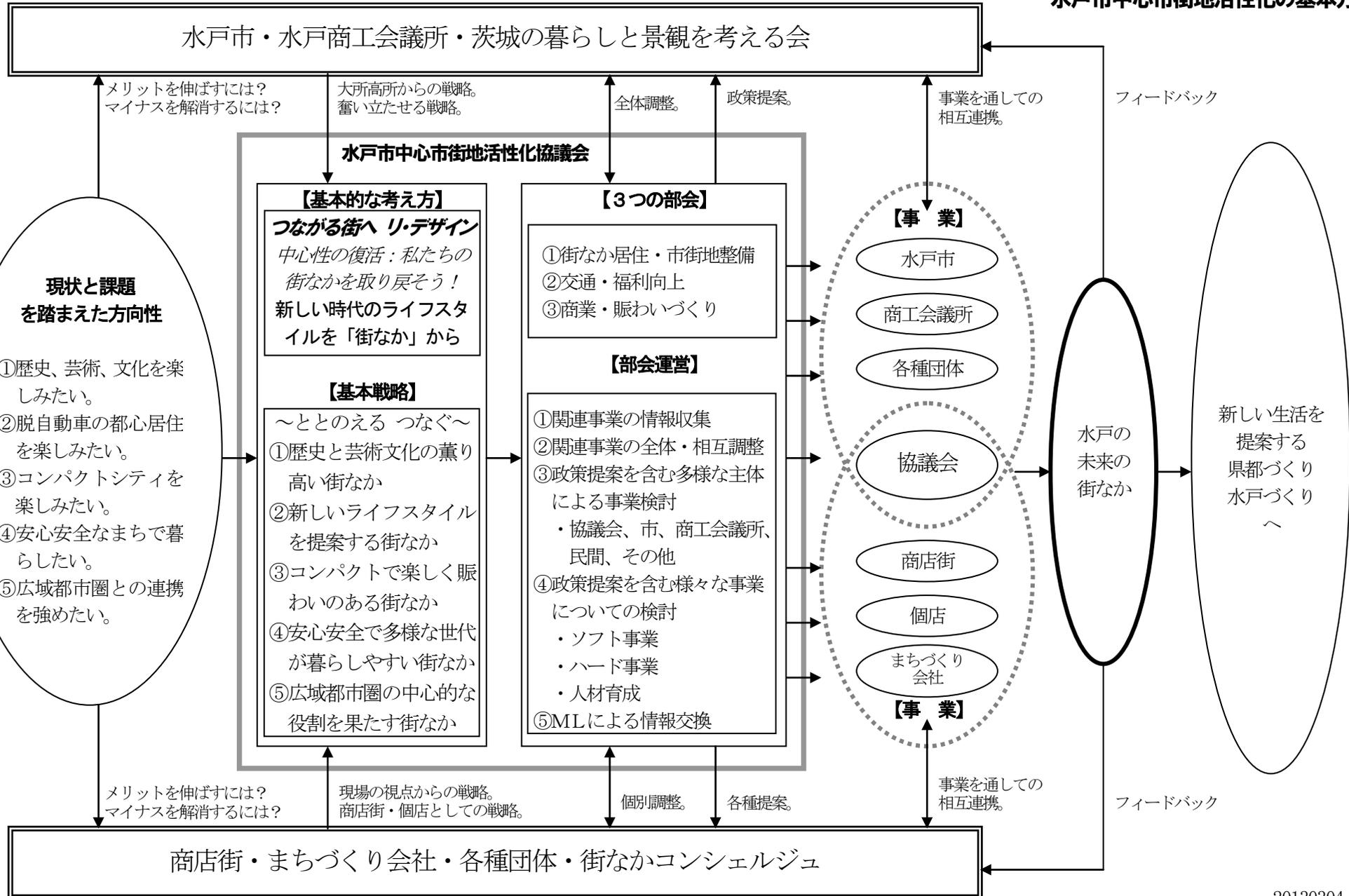
【収入の部】

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
1. 負担金	500,000	500,000	0	商工会議所より
2. 会費	50,000	50,000	0	研修等参加会費
3. 雑収入	50	50	0	預金等利息
4. 繰越金	358,586	291,011	67,575	前期剰余金
合計	908,636	841,061	67,575	

【支出の部】

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
1. 運営費	855,000	785,000	70,000	
①会議費	140,000	140,000	0	総会等(30,000) / 運営委員会(30,000) / 調整会議(20,000) / 専門部会(60,000)
②通信費	3,000	3,000	0	連絡通信費
③委員謝金	0	260,000	▲ 260,000	
④ホームページ運用費	144,000	144,000	0	ホームページ運用費(12,000×12)
⑤セミナー等研修費	530,000	200,000	330,000	視察・セミナー・講習会等
⑥印刷費	30,000	30,000	0	資料印刷費等
⑦図書費	3,000	3,000	0	資料等購入
⑧雑費	5,000	5,000	0	振込手数料・事務用品等
2. 予備費	53,636	56,061	▲ 2,425	
合計	908,636	841,061	67,575	

水戸市中心市街地活性化の基本方針



1. 中心市街地活性化協議会総会

法定化されている中心市街地活性化協議会の役割①市町村が作成する基本計画、認定基本計画の実施について、市町村に意見を述べるができる。②市町村が基本計画を作成する際の意見聴取③民間事業者が事業計画を作成する際の協議についての最終の意思決定。その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項についての協議と最終の意思決定。

2. 運営委員会

協議会総会へ上程する提案事項の調整および専門部会へ委託する事項の調整、協議会の運営・活動等について協議、各専門部会から提案されるプロジェクトの取りまとめおよび全体調整、委員会内に設置した調整会議による部会間の連携・調整およびまちづくりに関する団体・事業等情報の収集、人材育成等。

3. 事業

- 水戸市新中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地活性化事業の推進および中心市街地活性化の為の新事業の企画・実施。
- 大震災を踏まえた街づくり・中心市街地活性化事業の検討・実施
- 中心市街地における「茨城産業再生特区計画」を活用した活性化事業の検討・実施
- 基本計画の認定・申請に向けた実施可能な事業プランの提案
- 中心市街地活性化に係る各種事業および団体との連携・調整
- 先進事例の視察・セミナー開催等によるまちづくりの意識の醸成

4. 専門部会の取り組み

運営委員会からの委託を受け、具体的な事業プランの推進に関して協議し運営委員会へ協議結果の報告を行う。進捗状況等に合わせ随時開催。

◆街なか居住・市街地整備部会

街なか居住の促進と居住環境の向上、市街地整備に関する具体的計画の調整など

①居住人口の向上に資すること

中心市街地内において、クルマを使わないライフスタイルの啓発。特に自転車の使いやすい交通体系の在り方に関する具体的研究を行う。※「街なか居住推進に係る基礎調査」の追跡調査

②再開発事業に関すること

中心市街地内における再開発事業やマンション建設に関する最新情報の継続的な収集。またマンション事業者との連携による情報の相互交流。※大工町再開発事業等

③中心市街地の防災体制に関すること

震災時において中心市街地内で発生した様々な事象についての情報を収集するとともに、問題点や課題を抽出する。また現在見直しが進められている防災計画の資料を水戸市から取り寄せ、災害時において対策本部と各市民センターの連携が肝要であることや、市民教育の在り方についての重要性を盛り込んでもらえるように要望していくことで、まちなか居住の魅力向上を図る。

【継続事業】

- ①泉町新鮮市配送サービス事業
- ②中心市街地の再開発事業や整備事業に関する最新情報の収集
- ③マンション事業者等との連携による「街なか居住推進」に関するセミナー等の企画・実施

【新市庁舎提案メモより】

- ①便利で住みやすい街なか居住の促進
都心居住の促進、コミュニティ活動の拠点づくり、水戸らしい教育の推進
- ②水戸らしい市街地整備の推進
防災・安全まちづくり、歴史と文化の薫り高い街なかづくり

【松本さんメモより】

- ①歴史散策、芸術・文化鑑賞
 - ソフト *弘道館の教を学ぶなど「水戸っぽ」づくり
 - *一校芸術鑑賞の日
 - *歴史コース設定と歴史巡り
 - ハード *歴史の高札づくりなど歴史都市の雰囲気づくり
- ②防災・安全なまちづくり
 - ソフト *水・エネルギー・食料の備え
 - *絆を高め人間関係密なコミュニティづくり
 - *まちなかの安全対策（防犯パトロール）
 - *エコな生活意識の変革
 - *周辺地域との災害協定を検討
 - *自家発電の備え

◆商業・賑わいづくり部会

TMO構想の基本理念である「文化重層都市」を踏襲した商業基盤の整備、賑わいづくり事業の具体的計画の促進調整など。

「おかえりなさい水戸市役所」地域連携型賑わい創出事業（茨城県商店街再生総合支援事業）

①ハード事業

商店街全体を「おかえりなさい水戸市役所」のフラッグやポスターなどで装飾し、歓迎ムードを演出する。

②ソフト事業（販促）

市職員を対象としたサービス券の配布。来庁者対象の割引サービスなどを実施する。販促やサービスを実施する店舗を掲載した商店街マップを作成し、来庁者に配布する。

③ソフト事業（イベント）

商店街の広場や空き店舗を活用することによって、中心市街地の複数会場で演劇や音楽イベントを実施する。※駅から大工町の商店街、大型店等連携による活性化事業の実施（時期；秋頃）

【新市庁舎提案メモより】

- ①若者を中心とした多様な主体による多彩なイベントで賑わいづくり
事業の全体の把握、相互連携の促進
- ②コンセプトを反映した街なかづくりをサポートするお店づくり
地産地消の促進、エコプロダクツ、エコサービスの推進、宅配サービス

【松本さんメモより】

- ①コンパクトシティを歩いて楽しむ環境づくり
 - ソフト *街の魅力、店の魅力upと飲食店などの土日営業推進
- ②周辺地域（農村・漁村）との連携
 - ソフト *周辺地域との相互交流の推進
 - *広域都市圏での地産地消を推進
 - ハード *周辺域とのたまり場（ヒト、モノ、コト）開設

◆交通・福利向上部会

公共交通機関の利便性の向上、都市福利施設の整備に関する事業の具体的計画の調整など。

①駐車場不足及び高齢者の移動支援に関すること

水戸市内循環バスの有効活用に関する研究並びに運賃体系の検討。
※市内循環バスの利用促進

②低床バスの導入に関すること

③タウン・モビリティに関すること

【継続事業】

- ①公共交通機関利用による移動レポート作成事業
公共交通機関の利用促進並びにオンデマンドタクシーによる、主に高齢者を中心とした移動支援に関する勉強会の開催。
- ②まちなかバリアフリーマップ作成事業
中心市街地における高齢者や身障者、乳幼児連れの方への利便性向上のため、バリアフリートイレ、車イス用駐車場、おむつ換えスペース等の情報を収集・整理し、マップとして作成し関係機関に配布する。また、web等での情報公開も視野に入れる。
※福祉団体等へマップを配布し、まちなかのバリアフリーに関する意見を取りまとめる。
※養護学校等の生徒による「街あるき」実験
- ③中心市街地への民設コミュニティセンター（仮称）づくりの支援

【新市庁舎提案メモより】

- ①ハブ性の高い交通環境の整備
広域連携の交通拠点づくり、水戸駅を中心とした交通体系の再構築
- ②人にやさしい居住環境、交通環境づくり
LRTの推進、駐車場とバスの共有チケット、段差のない歩道空間づくり

【松本さんメモより】

- ①脱自動車のライフスタイル実践
ソフト *バス運行の見直し
*自転車の安全運転指導
*LRT導入など、新しい公共交通機関の整備の検討
ハード *歩道のバリアフリー化+お助け隊
*街なかへ入る車の制限とパークアンドライドの検討実施
- ②コンパクトシティを歩いて楽しむ環境づくり
ハード *表通りと裏通り・横町の回遊路整備

◆部会共通事項

水戸市役所三の丸臨時庁舎開設に伴う数値的効果の検証について。

- ①歩行者通行量調査（毎年7月実施）
例年実施している調査ポイントの見直しを行い、臨時庁舎開設による効果測定を行う。
- ②空き店舗率（毎年3月実施）
- ③居住人口（水戸市より）
これらの数値は、水戸市新中心市街地活性化基本計画において定期的に調査を行うこととしているため、協議会においても経年的にフォローしていく。

【新市庁舎提案メモより】

- ①街なかコンシェルジュ（御用聞き、コーディネート、サポート、調整）
行政と協議会と地元やイベント企画者の連携促進とPR、事業効果の最大化

◆運営・方向性および課題

- ①部会のあり方および活動について
協議会の目的および事業の検討・展開などに見合った組織体制、専門部会等のあり方・活動について検討。
- ②街なかでイベントを行っている団体との横のつながり（情報の共有・事業の連携等）をどのように図るか、また、イベントや団体などの情報収集（集約）のためのシステム（組織等）等について検討。

水戸市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「水戸市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、水戸市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、水戸市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及び民間事業者が作成する計画の実施に関し、必要な事項を協議し、水戸市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関する事項

- ア 水戸市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 水戸市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 水戸市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- エ 水戸市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関する事項

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化事業に関すること
- オ 交通ネットワーク事業に関すること

(3) その他、中心市街地の活性化に関すること

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、水戸商工会議所内に置く。

(公告の方法)

第5条 協議会の会員及び議事録は、水戸商工会議所ホームページ及び水戸まちなかなびにおいて公開するほか、必要に応じて水戸商工会議所会報への掲載、水戸市報及び記者クラブへの配信等を行う。

第2章 会員

(協議会会員の構成)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 水戸商工会議所
- (2) 特定非営利活動法人 茨城の暮らしと景観を考える会
- (3) 水戸市
- (4) 中心市街地活性化法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由が

ある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

(タウンマネージャー)

第7条 協議会運営の全般に関する指導・助言を受けるために、必要に応じてタウンマネージャーを置くことができる。タウンマネージャーは協議会の同意を得て会長が指名する。

(オブザーバー)

第8条 協議会の活動に関わる法令等の指導・助言を得るために、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは協議会の同意を得て会長が指名する。

(入会)

第9条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、協議会の承認を得なければならない。

(退会)

第10条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

(会費)

第11条 会費は、必要に応じ別途定める。

(除名)

第12条 会員が協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員)

第13条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、水戸商工会議所会頭とする。

3 副会長及び監事は協議会の承認を得て、会長が会員の内から選任する。

4 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員は非常勤とする。

(職務)

第14条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

第4章 会議

(総会)

第15条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他協議会が必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(運営委員会)

第16条 協議会の下に、協議会会員及び法定外構成員（法第15条8項）から構成する運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は会長の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する
 - (1) 中心市街地活性化協議会総会へ上程する提案事項の調整
 - (2) 専門部会へ委託する事項の調整
 - (3) その他協議会の運営全般に関する事項の調整
- 3 運営委員会の法定外構成員は協議会の同意を得て会長が指名する。
- 4 運営委員会は、委員長、副委員長、運営委員で構成する。
- 5 委員長、副委員長、運営委員は、協議会の同意を得て会長が指名する。
- 6 運営委員長が必要と認めるときは、オブザーバーも出席できる。
- 7 運営委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 8 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 9 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第17条 運営委員会の下に、「街なか居住・市街地整備部会」「商業・賑わいづくり部会」「交通・福利向上部会」の専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、運営委員会からの委託を受け、具体的な計画内容の推進に関する協議を基に運営委員会へ協議結果の報告を行う。
- 3 専門部会の正副部会長および部会委員は、運営委員長が協議会の事業内容に応じて選任する。

第5章 会計

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第19条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

- 2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

第6章 事務局

(事務局)

第20条 協議会の事務を処理するために、水戸商工会議所内に事務局を置く。

第7章 解散

(解散)

第21条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

第8章 規約の廃止

(規約の廃止)

第22条 本規約は、第21条の解散をもって廃止する。

附 則

- 1 本規約は、平成20年10月22日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。